

駐車サービス券購入のご案内

名鉄協商株式会社（以下「会社」という。）の営業する駐車場（以下「駐車場」という。）の利用の際に使用できる駐車サービス券（以下「サービス券」という。）の購入とその配付及び利用方法について次の通りご案内申し上げます。御一読のうえ、貴社（以下「特約店」という。）のお客様に対する駐車サービスの一環として是非ともご利用賜りますようお願い申し上げます。

第1条 （目的）

サービス券は、特約店のお客様に対する駐車場サービスの一環として、お客様が駐車場を利用する際に使用することを目的として、会社から購入し、会社はその配付を約します。

第2条 （販売・譲渡禁止）

サービス券は、前条の目的のみに使用し、第三者に販売・譲渡することはできません。

第3条 （サービス券の概要）

サービス券の概要は、以下の通りです。尚、以下の内容と共に第6条及び第7条の使用方法及び使用時の注意事項等については、特約店からお客様にご教示して頂くことになります。

①

サービス券の券種	100円券、
注文単位 （購入金額）	100枚単位 （100円券＝10,000円、）

② サービス券は、駐車場の駐車料金の精算に際し、サービス券の額面の金額分にて使用できます。

③ サービス券の使用有効期間は、特約店がお客様にサービス券を渡した当日限りです。

④ 利用できる駐車場は、特約店の指定駐車場に限定します。

⑤ サービス券での駐車料金の精算では、会社のMKPポイントは、付与されません。

第4条 (サービス券の増量発行サービス)

1回の注文につき、サービス券購入枚数に応じて、以下の要領で、増量発行サービスとさせていただきます。
(増量発行サービスの内容は、変更になる場合があります。)

購入枚数(百枚単位とします)	増量サービス分
100枚 ~ 200枚	無し
300枚 ~ 400枚	購入枚数 × 3%
500枚 以上	購入枚数 × 5%

第5条 (サービス券の購入方法)

本駐車サービス券購入のご案内を確認・了承の上、会社の提供するサービス券販売サイトにより又は、「駐車サービス券特約店登録申込書」を印刷の上、必要事項をご記入後、会社までファックスにより、申請してください。

2. 特約店の登録及びサービス券の購入には、会社の審査が必要となりご希望に添いかねる場合があります。
3. 会社の基準に合致した後、会社から特約店へのメール又は確認電話をもって、登録完了とします。
4. 登録後は、HP または電話での購入申し込みとなります。登録時のメールアドレス又は電話番号の数字(ハイフン含まず)が、特約店IDとなります。
5. 購入申込後、原則7日以内に発送します。
(但し、土日祝日、年末年始などの長期休業期間を除く)
6. サービス券の購入は、宅配・代引きでの取引とします。
7. 代引き時にヤマトフィナンシャル(株)が発行する領収証が正式な領収証となるため、会社名義の領収証の発行は致しません。
8. 購入したサービス券の送料は、無料とします。

第6条 (サービス券の使用方法)

駐車料金は後払いです。出庫の前に、精算機の精算方法に従い、カード投入口に、サービス券を矢印の方向に挿入して下さい。駐車料金よりサービス券の額面の金額分が減算されます。

2. サービス券は、一枚ずつ投入して下さい。(サービス券を重ねて、投入口に入れることはできません。)
3. サービス券での精算に不足がでる場合、その不足分を、現金等他の利用可能な方法で精算して下さい。
4. サービス券の額面の金額が、駐車料金を上回る場合、その差額金の返金は一切できません。又、釣銭もで

ません。

第7条 (サービス券購入時・使用時の注意事項)

購入後のサービス券は、事由の如何を問わず、返品・払戻し・交換・再発行は一切できません。お客様の不注意によりサービス券の使用ができなくなった場合も同様とします。但し、サービス券の対象駐車場が会社の都合により閉鎖した場合に限って、会社規定単価で払戻し致します。尚、払戻し受付期間は、駐車場の閉鎖日から1か月以内とします。又、会社が直接販売した特約店以外の方からの申し出は、一切受け付け致しません。

2. 通信回線の混雑・切断、及びサーバー上の不慮の事故等により購入申込の受付ができず、又、物流トラブル等により納品予定日の遅延等が発生した場合、特約店又はお客様に生じた損害に対し、会社は一切の責任を負いません。
3. 駐車場機器の故障、停電、磁気の読取不良その他の事由により、一時的にサービス券が利用できない場合があります。此の場合、利用できなくなった原因の如何及びお客様の帰責性の有無にかかわらず、会社は、特約店とお客様に対し、何等の責任を負いません。
4. サービス券は、予告無く販売を終了させて頂く場合があります。
5. 駐車場の利用料金については、予告無く変更する場合があります。
6. サービス券は駐車場に常時駐車できることを保証するものではありません。駐車場が満車の場合は、入場をお待ちいただくこととなります。又、駐車場内の工事や機器故障、周辺道路工事等に伴う通行規制、その他会社都合により一時的に駐車場を利用できない場合があります。この場合も会社は責任を負いません。
7. サービス券は、強い磁気が発生する機器類(スピーカー・携帯電話等)や磁石に近づけますと使用できなくなる場合があります。又、直射日光のあたる場所や温度が高くなる場所、ゴミやほこりの多い場所での保管は避けてください。
8. サービス券を折り曲げたり、擦り傷をつけたり、又、サービス券に文字などを記入したり押印を行わないで下さい。
9. サービス券の利用に関し、お客様と特約店との間に紛争が生じたときは、両者間で責任をもって解決することとします。

第8条 (特約店登録の解除)

最新のサービス券の購入より2年を経過後までにサービス券の購入が無かった場合には、特約店の登録は解除されるものとします。

2. 前項により登録が解除された特約店は、その解除により生じる損害について、会社に対して請求することができません。

第9条 （反社会的勢力の排除）

特約店（これらの役員及び従業員を含む。以下本文において同じ。）が、次の各号に該当しないことを誓約し、確約します。

- ① 暴力団、暴力団関係企業、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロ等、特殊知能暴力集団等又は暴力主義的破壊活動を行った団体等、若しくは、行うことを目的としている団体等。
- ② 前号に掲げる者の外、次項各号に掲げる行為を行う者、その他反社会的活動を行う者。
- ③ 前各号に掲げる者が経営に関与している団体等、又は、前各号に掲げる者、若しくは、その者が構成する組織の維持・運営に協力し、若しくは、関与する者。
- ④ その他、前各号に掲げる者に準ずると一般的に判断される者。

2. 特約店は、自ら又は第三者を利用して、会社に対し次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 詐術、暴力的行為、又は、脅迫的言辞の使用等。
- ② 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体、若しくは、関係者が反社会的勢力である旨を伝える等。
- ③ 会社の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損する恐れのある行為等。
- ④ 会社の業務を妨害し、又は、妨害する恐れのある行為等。

3. 特約店が1項に反した場合、又は、前項各号の何れかに該当する行為をした場合には、何等の催告を要せずしてサービス券の販売を取りやめます。又、この場合、サービス券の使用も固くお断りします。特約店は、契約解除に伴う債務が発生した場合、会社に即刻弁済するものとします。

4. 前項の規定により契約解除された特約店は、その解除により生じる損害について、会社に対して請求することができません。

第10条 （その他）

本ご案内に定めなき事項は、駐車場にて掲出する事項を遵守するものとします。

第11条 （ご案内内容の変更）

会社は、本ご案内について関係法令の改廃、社会事情の変化等により、会社が本ご案内の改正を判断した場合は、内容を改正することができるものとします。会社が本ご案内を改正する場合には、会社のホームページ（<http://mkp.jp>）で改正後の内容を7日間掲出するものとし、期間満了後は、新ご案内が適用されるものとします。

以上

駐車サービス券の使用案内

本案内は、名鉄協商株式会社（以下「会社」という。）が営業する駐車場（以下「駐車場」という。）にて、会社が発行する駐車サービス券（以下「サービス券」という。）の使用法その他の事項を定めるものです。

1. （概要）

サービス券は、特約店（お客様にサービス券を配付する事業者）のお客様に対する駐車場サービスの一環として、お客様が駐車場を利用する際に使用することを目的として、特約店が会社から購入し、駐車場を利用するお客様（以下「お客様」という。）に対し、買い物等の金額によって無償にて配付するものです。

2. （案内の遵守）

お客様は、サービス券を使用するに際し、本案内を了承の上使用するものとします。

3. （精算）

サービス券は、駐車場の駐車料金の精算に際し、サービス券の額面の金額分にて使用できます。

4. （利用できる駐車場）

サービス券は、特約店が指定した駐車場でのみ使用することができます。

5. （使用有効期間）

サービス券の使用有効期間は、お客様が特約店より配付を受けた当日限りです。

6. （使用方法）

駐車料金は後払いです。出庫の前に、精算機の精算方法に従い、カード投入口に、サービス券を矢印の方向に挿入して下さい。駐車料金よりサービス券の額面の金額分が減算されます。

②サービス券は、一枚ずつ投入して下さい。（サービス券を重ねて、投入口に入れることはできません。）

③サービス券での精算に不足がでる場合、その不足分を、現金等他の利用可能な方法で駐車料金を精算して下さい。

④サービス券の額面金額が、駐車料金を上回る場合、その差額金の返金は一切できません。又、釣銭も出ません。

7. （1入庫1出庫）

サービス券は、駐車場に駐車して、出庫する一回のみ有効です。

8. （駐車料金）

駐車場の駐車料金については、予告なく変更する場合があります。サービス券の額面の金額で、駐車可能な時間については、お客様の責任において確認して下さい。

9. (MKPポイント)

サービス券での駐車料金の精算は、会社のMKPポイントは付与されません。

10. (入庫の不保証)

サービス券は、駐車場に常時駐車できることを保証するものではありません。駐車場が満車の場合には、入場をお待ち頂くこととなります。又、駐車場内の工事や機器故障、周辺道路工事等に伴う通行規制、その他会社都合により一時的に駐車場を利用できない場合があります。この場合、会社は一切責任を負いません。

11. (販売・譲渡等禁止)

サービス券は、第三者に販売・譲渡することはできません。

12. (返金・払戻の不可)

サービス券は、事由の如何を問わず、返金・払戻し・交換・再発行は一切できません。お客様の不注意によりサービス券が使用できなくなった場合も同様とします。

13. (保管等)

サービス券は、強い磁気が発生する機器類(スピーカー・携帯電話等)や磁石に近づけますと使用できなくなる場合があります。又、直射日光のあたる場所や温度が高くなる場所、ゴミやほこりの多い場所での保管は避けて下さい。さらに、サービス券を折り曲げたり、擦り傷をつけたり、サービス券に文字等を記入したり押印を行わないで下さい。

14. (駐車場機器の故障・読取不能・停電等の使用不能)

サービス券は、駐車場機器の故障、停電、磁気読取不良他の事由により、一時的に使用できない場合があります。此の場合、現金等他の使用可能な方法で駐車料金を精算して下さい。

②前項の場合、利用できなくなった原因の如何及びお客様の責任性の有無にかかわらず、会社は、お客様に対し、何等の責任を負いません。

15. (その他)

本案内に定めなき事項は、駐車場にて掲出する事項を遵守するものとします。

16. (案内の変更)

会社は、本案内について関係法令の改廃、社会事情の変化等により会社が本案内の改正を判断した場合は、案内を改正することができるものとします。会社が本案内を改正する場合には、会社のホームページ

(<https://mkp.jp/>)で改正後の案内を7日間掲出するものとし、期間満了後は、新案内が適用されるものとします。

以上